○私自身の捉え方として、「言語としての手話の捉え方について」を資料提出　した。私の述べることがすべての聴覚に障がいのある方にとって、これが適切なのか、あるいは不適切なのか、私としては判断できないところはあるが、私なりに手話はこのようなものではないかということで、今日は書いてきた。そのことと合わせて、私なりの意見を述べたい。

○手話には（Ａ）そして（Ｂ）といった捉え方があるのではないかと考える。

○（Ａ）は音声日本語に対応した手話という捉え方。私自身が手話を伴って話をするときには、このような捉え方をして口話の補助的あるいは補完的手段として手話表現を伴っていると実感しているところ。

○（Ｂ）はいわゆる日本手話という捉え方になろうか。第１言語として獲得した手話は音声言語とは異なる独自の文法があるといわれている。先ほどのゲストスピーチもそうだが、私自身には実感のない分かりにくい、理解し難い言語思考があると思う。そのようなビジュアルな言語ではないかと想像している。第１回検討部会で松本弁護士から、日本手話と対応手話を区別して議論する必要はないという説明があったように、私もここで対応手話なのか日本手話なのか、そのことは別にして、この図式の中では手話という表現で統一している。

○下の３つの丸については、聴覚に障がいのある方が活用されている言語手段を図で示してみた。手話を基調とされている方、聴覚の活用や口話を基調とされている方、そして口話と手話を併用されている方がいらっしゃると思う。下の丸で囲っている書記日本語は私にとっては最も正確で客観的に伝達する、高次な日本語ではないかと考えている。例えば、学校では教科書であったり、要約筆記であったりという形で、取り入れられていると思う。新聞や文化、説明書き、報告書、手紙、電子メールと幅広く書記日本語は活用されていると思う。

○私は、手話は言語として重要であり、その獲得や活用が広がることを強く望んでいるが、その立場から次の２つのことについて意見を述べる。

○１つ目は聴覚障がいの定義と失聴の時期、補聴器や人工内耳の装用の状況、本人及び家族のニーズ等で、主たる言語手段、いわゆる第１言語は聴覚障がいの方によって異なるのではないかと考えている。手話言語条例の制定にあたっても、主たる言語手段の選択や学習方法の決定は、本人と家族、関係者の協議に委ねられるべきであって、手話は非常に重要と考えているが、「手話の使用を押し付けられる」という受け止めになるような条例の表現については、避けたほうがよいのではないかと考えている。

その上で手話も普及を図ることを目指す。

手話は非常に大事な言語手段だと考えている。ただし、言語手段には様々な多様性があると踏まえた形で、条例に表現する必要があるのではないかと思う。これについては様々なご意見もあると思う。

○２つ目の意見は手話言語条例の目的に共生社会の実現をぜひ明記していただきたいと思っていること。この条例の趣旨は、手話が言語であり、その獲得、学び、使用の拡充を推進することだが、最終的な目的は聴覚障がいのある方もない方も共に認め合い、分かり合い、支え合える共生社会の実現にあるのではないかと考える。

○もしかすると、皆さまからお叱りを受けるかもしれないが、あえて申し上げると、手話は重要な言語手段である。しかし、手話が言語のすべてではないと思う。手話はもちろん音声による日本語も書記日本語も含めて、聴覚障がい者と健聴者が意思疎通し、互いに認め合い、分かり合い、支え合う共生社会の実現を目指していくべきではないかという意見。その一助となり得る条例が制定されることを強く望んでいるもの。

○先ほど私が示した資料の補足、訂正をする。（Ｂ）の音声日本語と手話を対峙させているが、書記日本語に対しても、手話からラインを出したほうが正確なのではないかと、今日のゲストスピーカーのお話等を聞いて思うところ。